

## 千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおり改正されます。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

業 種	改正額（時間額）	発 効 予 定 日	改正前（時間額）	引上げ額	
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	8 2 7 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 1 7 円	1 0 円
	鉄鋼業	8 6 7 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 5 7 円	1 0 円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	8 4 3 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 3 3 円	1 0 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	8 4 6 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 3 6 円	1 0 円
	計量器・測定器・分析機械器具製造業、試験器具製造業、化学工業、医療機器製造業、光学製品製造業、時計製造業、眼鏡製造業	8 2 9 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 1 9 円	1 0 円
	各種商品小売業	8 0 7 円	平成 25 年 12 月 25 日	7 9 5 円	1 2 円
	自動車（新車）小売業	8 3 8 円	平成 25 年 12 月 25 日	8 2 7 円	1 1 円

(参考)

千葉県最低賃金	改正額（時間額）	発 効 日	改正前（時間額）	引上げ額
	7 7 7 円	平成 25 年 10 月 18 日	7 5 6 円	2 1 円